

市制 20 周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨・目的

松阪市は、令和 7 年 1 月 1 日に市制 20 周年を迎えます。この節目となる令和 7 年を市制 20 周年記念事業の実施期間として、さまざまな記念事業を実施します。

そこで、まち全体がひとつとなって市制 20 周年記念をお祝いする気運の醸成や、本事業を市内外に広くアピールするためのシンボルとして 20 周年記念の「ロゴマーク」を募集します。

2 募集内容

(1) ロゴマークの条件

- ① 「松阪市制 20 周年」が明確にイメージでき、親しみやすく、印象に残る魅力的なデザインとなっていること
- ② 応募者が独自にデザインした未発表の作品であること。
- ③ その他の仕様については以下のとおりです。
 - ・色数に制限はありませんが、白黒での使用も考慮した配色としてください。
 - ・応募作品のサイズは、A 4 サイズ（210mm×297mm）以内としますが、拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。
 - ・作品は、デジタルデータで応募してください。ファイル形式は、PDF、JPEG、PNGのいずれかとし、データサイズは5MB以内としてください。
 - ・AI(人工知能)によって生成されたロゴマークについては、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性がありますので、AI 生成画像の応募は禁止いたします。

(2) 応募資格

プロ・アマ・年齢問わず、どなたでも応募可能です。ただし、1 人 1 点、未発表の作品に限ります。

※応募者が高校生以下の場合、必ず保護者の同意を得た上で作品を応募してください。

(3) 募集期間

令和 6 年 5 月 31 日（金）～7 月 31 日（水）17 時必着

(4) 応募方法

HP の申込フォームから応募してください。

※申込フォームに必要事項（氏名、生年月日、住所、連絡先、職業等及びロゴマークの説明）を記入し、応募作品を添付の上、応募してください。

※応募作品については、ロゴマークの条件を確認の上、添付してください。

3 選考方法

応募作品を審査し、令和 6 年 9 月頃までに採用作品（1 点）を決定する予定です。

※採用作品については、市ホームページ等での発表を予定しています。また、採用作品

の応募者には別途文書で通知します。

4 公表

令和6年11月頃予定

※受賞者に連絡したのち、市ホームページ、広報まつさか、公式 SNS 等で公表します。

5 副賞

採用作品の応募者には、1万円相当の松阪肉を授与します。

6 想定の利用

- (1) 採用作品は、市制20周年記念に関する各種印刷物や市ウェブサイト等をはじめ、広くPRに活用します。
- (2) 行政のみならず、広く市民や地域団体、地域と関わりのある民間企業（地域企業）等が使用することを想定しています。本市の判断で、収益事業への使用を行う場合があります。

7 著作権等に関する事項

- (1) 採用作品の著作権・商標権・意匠権その他一切の権利は無償譲渡するものとし、本市に帰属します。また、その使用に際して著作者は、著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 採用作品が既発表のものと同様または酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合、法令に反する場合または本募集要項に反する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
- (3) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、本市では一切の責任を負いかねますので、作成者自らの責任と費用で解決してください。なお、本市が損害を被った場合は、その損害を賠償していただく場合があります。
- (4) 採用作品は、作成者と協議の上、軽微な修正又は加工などを協議させていただく場合があります。

8 個人情報に関する事項

- (1) 応募者の個人情報は厳重に管理し、応募作品の選考、選考結果通知、採用作品の発表、賞状及び副賞の授与のために使用し、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。
- (2) 採用された場合は、作成者の氏名、デザインの説明、お住まいの地域（学生の場合は、学校名と学年含む）は選考結果発表のため、公表することがあります。

9 応募に関する注意事項

- (1) 応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- (2) 応募された作品は返却しません。
- (3) 作品の送付中や電子メール送信中に事故等により作品が届かない場合や不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、本市は一切の責任を負いません。

- (4) 他のコンクールとの同一作品での重複応募は認められません。
- (5) 応募作品が受賞されなかった場合の通知は行いません。また、選考過程及び結果に関する問合せは、一切応じられません。
- (6) 応募作品は、提出後に修正することはできません。

10 その他注意事項

- (1) 採用決定後、本市が公表するまでの間は、採用作品を他者に公表しないでください。
- (2) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、本市の判断により決定します。
- (3) 以下の場合は失格とします。
 - ① 公序良俗に反する場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③ 本募集要項の要件を満たしていない場合
 - ④ 応募者の連絡先の記載がない又は応募者と連絡がとれない場合
- (4) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

11 本募集に関する問合せ先

松阪市 企画振興部 経営企画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

電話：0598-53-4319

Mail：kei.div@city.matsusaka.mie.jp